

# エグゼクティブ・サマリー

## 中国経済の改革の方向と主要な建議

### 「中国のビジネス環境の予見性向上への期待」

2021年3月の第13期全国人民代表大会第4回会議（以下、全人代）で決定された第14次5カ年規画綱要（以下、14・5規画綱要）の指導思想では、社会主義現代化国家の全面的建設に向けて良好なスタートを切るために、イノベーション、調和、グリーン、開放、共に享受する発展という5つの発展理念を徹底するとしている。また、サプライサイド構造改革の深化を主軸とすることやイノベーションを改革の根本的動力とすることが強調されている。

また、14・5規画綱要においては、「国内大循環を円滑にする」として、「国内の統一された大市場の形成を加速し、国際的な先進的ルールやベストプラクティスをベンチマークし、異なる地域や業界の標準・規則・政策の調和・統一を促進し、地方保護や独占、市場分割を打破する」とされた。さらに、「国内・国際双循環を促進する」として、「国内大循環に立脚して、強大な国内市場の整備と貿易強国の建設を調和させながら推進し、世界の要素・資源をひきつける強力な重力場を形成し、内・外需、輸出入を促進し、外資誘致と対外投資を調和させながら発展させる」ことが盛り込まれた。「国内大循環の円滑化」が国内統一市場の形成や各種障壁の打破に、「国内・国際双循環の促進」が内需拡大によるビジネスチャンスの増大や対外開放のいっそうの拡大につながることを期待したい。

2022年3月の第13期全人代第5回会議の政府活動報告では、2022年の重点活動任務が定められた。同任務の筆頭には「マクロ経済の基盤の安定化に力を入れ、経済の動きを合理的な範囲内に保つ」が挙げられた。このほか、「市場主体の安定と雇用の確保に努め、マクロ政策の実施に一段と力を入れる」「ハイレベルの対外開放を拡大し、貿易・外資の安定成長を推し進める」ことなどに重点的に取り組むとされた。

米中間の経済貿易摩擦や各国による保護主義的行動、新型コロナウイルス感染症等によって、日系企業のビジネスにおける不確実性が高まっている。このような状況の下で、中国におけるビジネス環境のいっそうの「予見性の向上」に資するような制度の整備や運用が期待される。

予見性の向上に関しては、2020年1月1日より、外商投資法が施行された。同法には、外商投資に関連する法令を制定する際、外資系企業の意見や建議を聴取しなければならないこと（第10条）、外商投資企業の政府調達活動への公平な参与を保障すること（第16条）をはじめ、日系企業等がこれまで「中国経済と日本企業白書」等において要望してきた内容が多数含まれている。同法は、中国とのビジネスを行う日系企業に大きな影響をもたらすものであり、同法が条文の規定どおり執行されることにより中国市場がいっそう開かれたものとなることを期待する。また、2020年5月に開催

された全人代では、中国初となる「民法典」が可決・成立した。こうした法律の制定が日系企業にとっていっそうの「予見性の向上」につながることを期待したい。

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染が拡大し始めてから2年以上が経過した現時点においても感染抑制のための厳格な制限が継続していることにより、ビジネス環境の基盤である日中間の人的往来が極めて停滞した状況にある。今後のビジネス環境の早期回復のために、中国入国ビザの迅速な発給および赴任や出張の制約になっている諸手続の緩和、日中間の航空便の早期復便・増便と入国後隔離期間のいっそうの短縮や隔離環境の改善等の取り組みを強く期待したい。

日系企業は、2022年が「公平性の確保」された、「透明性の高い」ビジネス環境の整備につながる改革の深化が図られる重要な年となるよう期待しつつ、中国政府が改革の深化を図る上で、各種ビジネスなどを通じて積極的に貢献をする構えである。

14・5規画綱要および2022年の政府活動報告において、中国政府はより高水準な開放型経済新体制の建設、一流のビジネス環境の構築、高水準な市場体系の建設を目指し、改革を深化させていく方向にあるが、日系企業が中国ビジネスの現場で直面している課題を、公平な競争、対外開放、行政の規制運用・手続の3つの観点から整理すると下記の通りである。

改革の深化にあたり、長きにわたり中国で事業に携わってきた日系企業が直面している課題の分析と解決のための建議を取りまとめた本白書にはヒントとなるものが多く含まれると確信している。この中の少しでも今後の政策運営の参考としていただきたい。

### (1) 公平な競争

14・5規画綱要の中では、高水準な市場体系を建設し、市場体系の基礎的な制度を完備し、平等な参入や公正な監督管理を堅持し、高効率で規範のある、公平な競争が行われる国内統一市場を形成することや、質の高い発展を制約する体制メカニズム上の障壁を打破すること、全国統一市場や公平な競争を阻害する規定等を整理・廃止していくことが強調された。また、2022年3月の政府活動報告においては、重点取り組みの1つである「揺らぐことなく改革を深化させ、市場の活力と発展の内生的原動力をよりいっそう引き出す」の中で、「市場化・法治化・国際化したビジネス環境の整備に主眼を置いて、『行政簡素化と権限委譲』『緩和と管理の結合』『サービスの最適化』改革を引き続き推進」することが盛り込まれた。本白書ではこうした方向性に沿って、市場原理が十分に活きるように、公平競争の障害となっている各種制度の見直しや、透明性の高い市場経済ルールの整備とその適正な運用を要望する。

#### ・投資：

・2020年9月施行の「信頼できないエンティティ・リスト規定」について、処罰対象となる行為として提示さ

れている「中国の国家主権、安全、利益の発展への危害」「正常な市場取引原則への違反」や「差別的措置」などが不明確な概念となっている。商務部等の関連部門においての同制度の運用にあたり、下位法令等により、これらの概念をより明確化することを要望する。また、同規定は米中摩擦も制定の背景として指摘されるところ、日系企業が米中間の対抗措置や恣意的な運用の対象とならないよう要望する。このほか、手続の透明性や公正性の確保、ならびに日系企業の意見に十分な配慮を要望する。

- ・2020年12月施行の「輸出管理法」について、「再輸出」「みなし輸出」「法の域外適用による責任追及」などが定められているが、これらがどのように運用されるかが不透明である。これらは、運用の如何により、業界や企業のサプライチェーンを含めた既存のビジネスモデルへ大きな影響を与えるものであり、既存ビジネスの予見性の著しい低下および、新規投資を抑制する大きな要因となりえる。これらについて、早急に下位法令で明確化するとともに、その運用にあたっては日系企業を含む外資系企業の意見も十分に踏まえるよう要望する。

- ・2021年1月施行の「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」について、中国政府が「不当な域外適用の状況にある」と判断した場合は、中国の法人等が他国の制裁法規等に従うことへの禁止令を発出できるとされている。一方で、「不当な域外適用の状況」といった概念があいまいであり、ビジネス上の予見性の著しい低下につながっている。どのような場合に同規則が適用されるのか等の判断基準を明確にするよう要望する。また、日系企業へ恣意的に適用することのないよう要望する。

- ・2021年1月施行の「外商投資安全審査弁法」について、同弁法により、グリーンフィールド投資にまで外商投資の審査範囲が拡大された。かつ、審査範囲について明確な定義がないことから、審査当局に幅広い解釈の余地を残していることが指摘されている。自主申告が必要な範囲とされている「重要インフラ」「重要技術」「重要情報技術およびインターネット製品・サービス」などの範囲につき、いっそうの明確化を要望する。

- ・**競争法**：企業結合審査の透明性向上の観点から、法改正やガイドラインの運用等を通じ、承認の可否の根拠、条件付承認を行う場合における根拠に関する規定、および市場画定の方法等の企業結合審査基準（特に、「業務または資産の独立性の維持」などの制限条件の付加と解除に関する基準）をさらに明確化するように要望する。

#### ・技術標準・認証：

- ・中国サイバーセキュリティ法を始めとするデータ関連法令に関し、その具体的な内容を定める弁法、細則、標準等は、徐々に策定が進みつつあるが、いまだ未制定のものや意見募集段階のものも多い。これらの制定プロセスにおいて、外資系企業を含む関係者の意見を取り入れるとともに、外国製品やサービスを差別的に取り扱うことのないよう制度の制定や運用面での配慮を要望する。また、施行に際しては必要な事前のガイダンスの提供や十分な対応期間の確保および円滑な施行に向けた関係政府部門間での調整・連携を要望する。

- ・サイバーセキュリティ法を始めとするデータ関連法規制において、クラウドサービスなどの新しいビジネス

の発展に妨げとならないよう、また、これらのビジネスで外資企業が不当に差別されないよう、制度設計や制度の運用に配慮されるよう要望する。

#### ・政府調達：

- ・現在、中国の政府調達では依然として国産品が主であり、輸入製品に対する制限や排除が行われている。現行の「政府調達法」中にある、政府調達の対象範囲を本国の貨物、工事、サービスに限定する等の内容が早期に改訂され、輸入製品が政府調達市場に参入する際の制限が減らされ、政府調達市場の範囲がより開放され、輸入品と国産品が政府調達の市場競争に平等に参与できる環境が作られるよう要望する。

- ・「外商投資法」「外商投資法实施条例」「ビジネス環境改善条例」等すでに正式に発効している法律・法規の中で、外商投資企業の法による公平な政府調達活動への参与を保障する規定が設けられたことは評価できる。さらに前掲の法律・法規の政府調達関連規定はいずれもやや原則的であるとして、財政部が2021年10月に公布した「政府調達活動における内外資企業への平等な扱いの徹底に関する財政部の通知」では、政府調達活動において中国国内に設立された内外資企業を平等に扱うことについて明確に規定されたことも歓迎される。当該通知の関連規定が、各級の地方政府レベルにおいても徹底して執行されることで、外資系企業の真に平等な政府調達活動への参与が確保されるよう要望する。

- ・「安可」または「信創」にかかわるリストの存在や適用される製品の範囲、要求内容や基準を明確にいただき、市場参入の透明性、予見可能性を確保していただきたい。特に情報セキュリティ領域への参入基準や条件について明確な規定がなく、海外企業による参入を実質上困難にしている。加えて、予見可能性を高めるために、本件に認証された製品の情報公開を要望する。

- ・2021年10月13日付で財政部より公表された「政府調達活動における内外企業の平等な取扱に関する政策の実施についての通知」により国内企業と外資系企業の平等な扱いが政府調達を実施する単位に対し求められたことを大いに歓迎する。しかし、同時に国家安全保障にかかわる調達はこの内外公平の原則から除外されている。外国企業の製品であること、あるいは、中国製ではないという理由のみをもって外資企業製品が排除されることにより、高いセキュリティ機能を有する製品までも政府調達から排除されることは、不合理な差別であり、中国の対外開放の政策と相容れない。また、特に情報セキュリティの問題において、外資企業の製品を排除し、中国企業が開発・製造した商品を調達することは、心情的に安全性を高めたように感じられることは理解するものの、日々進化するハッキング等の不正手段に対し迅速に最適な防御を行う上で、中国政府が取りうる選択肢を狭め、かえって脆弱性を生み出す恐れがある。中国における情報システムの安全性を担保するためにも、外資企業の製品に門戸を開くべきである。

- ・**医療機器・体外診断用医薬品**：高度な機能、性能、仕様、臨床価値等を持つ中国国内販売承認済の外国産製品について、当該利点に対する現場医療ニーズが文書等で明確に示されている場合には対象製品が公正に供給されるよう、調達品選定プロセスの適正化を要望する。

- ・**小売**：現在、「烟草専売許可証管理弁法実施細則（国烟法[2020]205号）」により外資企業にはタバコの販売が認められていない。このため、多くの外資小売店舗はテナントとしてタバコ取扱店を併設することで、消費者の利便性への要求に応じている。タバコ以外に、薬、書籍等も、外資企業には取り扱いが認められておらず、販売が可能な内資企業との間で、直接的な売上に限らず、集客力の面においても、不平等な競争を強いられる要因となっている。消費者の利便性をより高めるためにも、同じ業態内において内資企業と同等の扱いとするよう、タバコ、薬、書籍等の取り扱い制限の撤廃、緩和を要望する。

## (2) 対外開放

14・5規画綱要の中では、「より高水準な開放型経済新体制の建設」として、対外開放のレベルを全面的に引き上げ、貿易・投資の自由化・円滑化を推進し、商品および要素の開放を持続的に深化させ、ルール・規制・管理・標準等の開放を着実に進めることが示された。2022年1月には、「外商投資ネガティブリスト（2021年版）」が施行され、外商投資の制限・禁止条項が33項目から31項目に減少し、一部の業種において外資の出資比率制限の緩和・撤廃が行われるなど、中国がより開かれた市場となるための取り組みが進展している。他方、ネガティブリストには規定されていないが、他の関連法令によって外資の参入が実質的に制限されている分野も存在する。習近平国家主席は2019年6月の大阪G20サミットにおいて、ネガティブリスト以外の外資参入制限は全面的に撤廃すると表明しており、今後はこうした他法令の改正が進むことを期待する。

また、2020年1月1日より、外資系企業にとって基本法となる外商投資法と外商投資法実施細則が施行された。今後も関連する法令・規定の改正が行われていくとみられる。引き続き外資参入規制分野のいっそうの開放、グローバルスタンダードのさらなる採用に向けた積極的な取り組みを要望する。

- ・**投資**：各種ネガティブリストの改定や、企業が新たな分野への参入を模索する中で、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」や「市場参入ネガティブリスト（2022年版）」では制限されていないが、他の関連法令によって外資への開放分野が事実上制限されており、参入が難しいといった事例が生じる場合がある。外商投資法の大きな柱である「参入前の内国民待遇とネガティブリストによる外資投資管理制度」や「外商投資企業への公平な競争環境の確立」の実現にあたり、そういった事例に対応するため、国家発展改革委員会や商務部などに対応窓口を設け、問題の把握を行うとともに関連部門との連携により必要な関連法令の改正を行うことができるよう、体制の整備を要望する。
- ・**情報通信**：データセンターやクラウドサービス等の付加価値電信サービスにおいて、依然として外資の参入規制が設けられている。外資系企業が自国で培ったノウハウを活用し、中国で魅力的なICTサービスを展開できるよう規制緩和することを要望する。上記については、外資系企業による付加価値電信業務参入の明確なガイドライン（ライセンス取得に必要な実務上の要

件や手続）の提示を要望する。

- ・**コンテンツ**：中国コンテンツ産業の発展は国内企業の保護ではなく、健全な競争による国内企業・人材の育成が鍵である。また、市場ニーズがあるにもかかわらず海外正規版の市場参入が制限されれば、政府の事前審査や検閲を通過していない模倣品や海賊版のコンテンツが市場に蔓延する結果につながる。そこで、以下を要望する。
  - ・外国企業や海外コンテンツの輸入・制作・流通・販売等に対する各種規制や参入障壁を取り除くこと。
  - ・外資系企業でも、インターネットでの音楽配信サービス等を運営できるようにしていただきたい。
  - ・アニメのインターネット配信の事前審査規制を緩和していただきたい。審査の際に動画サンプル全話提出を不要とすること、審査基準の緩和・明確化、審査の迅速化等をしていただきたい。
  - ・海外市場との文化交流の促進や国内ゲーム市場のいっそうの発展のために、輸入ゲームの迅速な審査と版号の付与ならびに、より積極的な海外優良ゲームコンテンツの認可推進と関連政策の検討を要望する。
- ・**損害保険**：「保険会社持分管理弁法」の2018年3月の改訂により、保険会社株主の規範化が重視され、株主条件や出資比率上限（1社あたり上限は保険会社の登録資本の1/3）が厳格化された。一方で外資合弁損保会社におけるパートナー（中国の非保険会社）の選択肢は制限されることとなった。中国保険市場の開放と健全な発展を促進するために、一定の条件を満たす（株主ガバナンス、財務能力、合弁目的等）外資損保会社について、パートナーの出資比率上限を保険会社の登録資本の1/3から1/2（程度）まで緩和することを要望する。

## (3) 行政の規制運用・手続

14・5規画綱要の中では、放・管・服（行政簡素化と権限委譲、監督管理の強化、サービスの最適化）改革を深化させ、行政許可事項をスリム化することが強調されている。2022年3月に開催された全人代の政府活動報告においても、2022年の重点取り組みの1つである「揺らぐことなく改革を深化させ、市場の活力と発展の内生的原動力をよりいっそう引き出す」において、「市場化・法治化・国際化されたビジネス環境の整備に主眼を置いて、『行政簡素化と権限委譲』『緩和と管理の結合』『サービスの最適化』改革を引き続き推進」することなどを強調している。これらは、本白書においても引き続き日系企業が多くの分野で求めているものであり、今後もいっそう積極的な取り組みの展開を要望する。

また、2020年以降現在にいたるまで、新型コロナウイルス感染症の予防・抑制のために中央・地方政府から各種の措置が打ち出されているが、それに関連する問題もみられる。今後こうした問題が極力生じないよう改善を要望する。なお、新型コロナウイルス感染症に関連した建議は、「新型コロナウイルス感染症と日系企業」の項目でまとめて紹介する。

- ・**貿易**：中国からASEANや中南米向けに自由貿易協定（FTA）を利用する際、その施行細則上に、原産地証

明書に記載するHSコードを輸入国のHSコードとする旨の規定がある。しかし、輸入国と輸出国（中国）のHSコードが異なる品目について、中国各地の原産地証明書発給機関が自国（中国）のHSコードを記載するよう要求している。発給機関の要求通りに発給された原産地証明書は、輸入国では条文違反となることから、FTAが利用できない、あるいは発給機関との交渉に時間を要しFTAの利用に遅れが生じる場合がある。この問題は2016年白書で提起しており、その後も解消しておらず、最近においても同様な問題が発生しているため、中央政府から各地の原産地証明書発給機関に対して、FTAの条文と矛盾したり条文中に記載のない要求を行わないよう、指導徹底いただく事を強く要望する。

- ・**省エネ・環境**：生態環境部等において省エネ・環境関連の政策・法律・計画の策定をする際、外資系企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めるとともに、実施細則等の規制の整備や解釈の明確化、問い合わせ窓口の明確化が引続き必要である。また、新たな規制を執行する際、地方ごと、局ごとのGB（国家標準）、DB（地方標準）との統一性を持たせたいと、既存設備への適用については、企業の能力を考慮しながら猶予期間・経過措置を設けるなど、必要な配慮を要望する。

### 「2021年白書の建議のうち、改善がみられた主な項目」

2021年白書の建議のうち、改善がみられた主な項目を例示すると次の通りとなる。これらの項目では、建議の方向に沿った改善がみられたと考えており、中国政府のビジネス環境改善に向けた取り組みに感謝する。しかし、これらの中にもさらなる改善が求められる部分が残されているものもある。また、これら以外にも改善を期待する分野は依然多く残されており、引き続き、改善の取り組みが行われることを期待する。

- 1) 外商投資における制限・禁止条項の減少（2021年版白書P44、「投資」建議③）

2022年1月に施行された「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」では、制限・禁止条項が2020年版の33項目から31項目に減少し、一定の緩和が進んだことを評価するが、国家発展改革委員会および商務部に対して、さらなる制限、禁止項目の削減を要望する。

- 2) 個人所得税優遇措置の延長（2021年版白書P58、「税務・会計」建議⑥）

2019年の個人所得税法改正時に外国籍従業員の住宅手当、言語訓練費、子女教育に関する免税手当の措置が3年の過渡期を経て2021年12月末をもって廃止されることになっていた。免税手当がなくなると外国籍従業員に対する納税負担が大幅に増加することが想定されるため、現行の優遇措置の継続を要望していた。その後、2021年末に追加通達が公布され、免税手当の措置が2023年末まで継続適用できることが明確にされた。日系企業からは継続適用を歓迎する声が寄せられている。

- 3) 新旧登録証の過渡期、旧登録証の有効性について（2021年版白書P160・162、「医療機器・体外診断

用医薬品」建議「3. 更新申請の最適化」）

「医療機器注册与備案管理弁法（2021年第47号）」「体外診断试剂注册与備案管理弁法（2021年第48号）」にて、新登録証が旧登録証の有効期限までに発行された場合、新登録証は旧登録証の期限の翌日から有効とする明文化され、新登録証と旧登録証の有効期間が明確となった。

- 4) 登録届出申請の簡素化について（2021年版白書P168、「化粧品」建議「5. 登録届出時の過剰資料要求低減・簡素化を要望する」）

2021年5月1日より実施された「化粧品登録および届出資料管理規定資料規範」において、新条例下での具体的な化粧品申請工程が示され、一般化粧品の製品安全試験における動物試験が免除対象となった。その条件となる「企業所在国（地区）の行政主管部門が発行する生産品質管理システム関連の資格認証」として、日本厚生労働省発行の「化粧品製造業許可証明」が有効な資料として認められた。

- 5) 日中の往来関係（2021年版白書「労務」「空運」などにおいて要望）

2022年6月17日に駐日中国大使館が駐在員ならびに帯同家族のビザ申請について招聘状が不要である旨を発表。約2年に渡り大きな問題となっていた駐在員の帯同家族のビザ問題が解決された。その後、7月1日には短期出張者向けのビザを含むすべてのビザ申請について、招聘状が不要となる旨が発表された。また、2022年6月28日には国务院が海外からの入国者に義務付けている隔離期間を14日間から7日間に短縮すると発表し、上海、大連、青島、天津などの主要都市では隔離期間が短縮された。さらに、2022年7月からは北京から成田への直行便が片道の週一便ではあるが復便した。一方で、最終目的地を北京とする場合、未だに14日以上隔離を求めている状況や、日中国交正常化50周年を迎え、日中間の人的交流の復活が最も重要な本年においても両国首都である東京と北京を結ぶ往復直行便の再開が実現していない状況については早急な改善を求める。

### 「中国経済における日本企業の貢献」

中国が成長の質と効率の向上を図りながら経済規模を拡大してきた中で、日系企業はこれまで非常に重要な役割を担ってきた。中国海関統計によると、日本は2021年の中国の輸出先として国・地域別で第3位、輸入先としても第3位となっており、中国にとって日本は重要な貿易パートナーとなっている。また、ジェトロが日本の財務省貿易統計と中国海関統計を基に、2021年の日中貿易を日中双方の輸入統計でみたところ、貿易総額は前年比15.1%増の3,914億4,049万ドルとなり、2011年（3,784億2,490万ドル）以来10年ぶりに過去最高を更新した。

中国商務部の発表によると、2021年の全世界からの対中投資実行額（銀行、証券、保険は含まず）は、前年比20.2%増の1,734億8,000万ドルとなり、過去最高を更新した。一方、日本財務省の「国際収支状況」によると、日本の対中投資額は2021年通年で前年比5.0%減の1兆495億円と前年に引き続き減少した。なお、総額が減少する中でも、構成比で4割を占める非製造業は前年比6.0%増となった。

日本外務省の「海外進出日系企業拠点数調査令和2年版：2020年10月1日時点」では中国の日系企業の「拠点数」は3万3,341拠点となっており、直接・間接合わせて約1,000万人以上の雇用を生んでいるとされ、雇用創出面での貢献も大きい。また、ジェトロの調査（2021年度 海外進出日系企業実態調査）によると、在中国日系企業（616社）のうち、約5割の企業が、中国での累積収益額の「ほとんど」もしくは「半分程度」の割合を中国内での生産や販売の能力拡張のための投資の原資として活用している。多くの日系企業が中国での投資から得られた収益を中国でさらに発展するために用いていることがうかがえる。

さらに、日系企業は経済・雇用面のみならず、各種の社会事業を通じて中国に貢献している。ジェトロの調査（2021年度 海外進出日系企業実態調査）によると、在中国日系企業（639社）のうち、約4割の企業が中国において何らかの社会貢献（CSR）事業を実施していると回答した。そのうち、中国での累積収益額に占める社会貢献事業への支出比率が1%を超える企業の割合が10%を超えた。社会貢献事業の分野別にみると、「慈善」が48.8%と最も多く、続いて「環境」が44.7%を占めたほか、「社会福祉」「教育」「災害対策」「国際交流」が続いた。

中国日本商会において、日系企業が具体的にどのような社会貢献活動を行っているか事例を収集したところ、貧困地域に対する支援、環境保全、カーボンニュートラルへの貢献、新型コロナウイルス感染症への対応支援、障がい者等への支援、教育支援、災害支援等多岐にわたる分野の支援活動を行っていることが明らかとなった（詳細は表を参照）。

**表： 日系企業の中国における主な社会貢献事例**

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貧困地域、<br>貧困層支援                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方政府の協力の元で、希望小学校に建設費を寄贈。</li> <li>・ 貧困地域の小学校にランドセルやユニフォームを寄贈。</li> <li>・ 貧困地域に衣服を寄付し、感謝状を送られた。</li> <li>・ 貧困層児童に絵本、机を寄付し、寄付証明を送られた。</li> <li>・ 貧困地域学生の就学支援。貧困学生向け生活費補助を拠出したほか、教師・学生との交流活動を実施。成果として、上海市では、2020年までに1,200名以上の学生に支給、うち100数名が大学に進学。</li> <li>・ 外交部経由で貧困地区高校生に対する支援プロジェクトを実施。</li> <li>・ 品行・学業ともに優れているが家庭が貧困である大学生を支援するために、人材育成基金を創設。同基金は26年連続で支給され、支援総金額は1,200万円を超え、計約1万名の大学生を援助。</li> <li>・ 貧困地域小中学校へのIT教育支援。</li> <li>・ 貧困地域の学校にエアコンを寄贈。</li> <li>・ 図書館の寄贈、書籍、スポーツ用品の寄付。</li> </ul> |
| 環境保全/<br>カーボン<br>ニュートラル<br>への貢献 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国全土で空ボトル回収プロジェクトと詰め替え可能製品の利用促進を実施。プラスチックの使用量を大幅に削減。</li> <li>・ 公園でのゴミ拾い活動の実施。</li> <li>・ 渡り鳥の湿地保護への支援。</li> <li>・ 砂漠緑化活動への寄付と社員による植樹活動。</li> <li>・ 工場周辺のゴミ拾い活動。</li> <li>・ ランニング大会を開催。参加者の走行距離を寄付金ポイントに換算し基金会へ寄付。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新型コロナ<br>ウイルス対応<br>支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ECMO（体外式膜型人工肺）を寄付。</li> <li>・ 体温計2,500本、血圧計1,250台を、病院へ寄付。</li> <li>・ 基金会等へ寄付金と救済物資を提供。</li> <li>・ 基金会と連携して基金を設立し、主に女性と10代の若者を対象として継続的な支援を提供。</li> <li>・ 感染症予防管理支援および医療従事者に必要な医療防護用品の購入のために、計約600万円の現金や物資を寄付。主要医療ウェブサイトと連携して、オンラインの無料相談を開催、通院や医療相談に困難を感じた新型コロナウイルス感染者以外の患者に医療支援とケアを提供。</li> <li>・ 農村部の子供にコロナ予防用品を寄付。</li> <li>・ 感染エリアと病院に専用保護服や医用消毒アルコールなどの医用用品および空気清浄機や殺菌灯などの健康・殺菌効果付きの品物を寄贈。計150万円近くを寄付。</li> <li>・ 募金活動。</li> </ul>                                                                                                                                                                             |
| 障がい者等<br>支援           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国障がい者民間サッカー大会支援。</li> <li>・ 社員が障がい児の支援施設へ見学に行き、食品および生活用品を寄付。</li> <li>・ 工会が障がい者の福祉施設を不定期に慰問し、施設で運営している花を購入。</li> <li>・ 通常学級に通う聴覚障がい児の学習環境向上への支援。</li> <li>・ 日中視覚・聴覚障がい者大学交流への支援。</li> <li>・ 児童福利院の孤児・障がい児たちへの支援。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 教育支援                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本関連の研究活動支援。</li> <li>・ 奨学金授与。</li> <li>・ 大学生インターンシップの受け入れ。</li> <li>・ 交換留学生奨学金プロジェクト。</li> <li>・ 大学生職業指導・体験活動の開催。</li> <li>・ グローバル青年イノベーションコンテストに対する支援。</li> <li>・ 日本への交換留学の渡航費用および奨学金を支援。企業での研修も実施。</li> <li>・ 自閉症青少年リハビリ・教育支援。</li> <li>・ 特殊学校との連携活動（ボランティア活動）、絵本寄付。</li> <li>・ 交通安全体験教育活動。</li> <li>・ 航空教室（パイロット、客室乗務員、整備士、運航スタッフ、貨物スタッフ）を複数回実施。</li> <li>・ 学校の施設修理の支援。学生への文房具の寄贈。</li> <li>・ 学生の工場見学受け入れ。</li> <li>・ 2009年から子供環境教育プロジェクトを推進し、各地での環境教育授業・講座、エコ科学技術の活動とコンテスト等を実施。2021年3月末までに、全国各地の学生105万人以上が同プロジェクトに参加。</li> <li>・ 幼稚園、小学校向け出張環境保護活動レクチャー。</li> <li>・ 北京市内大学の日本語学科を対象に日本語の童話集を毎年寄贈。</li> </ul> |
| 文化・スポーツ               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年向けのオリンピック・パラリンピック（オリパラ）知識の普及。関連の課程と教材を開発し、オンラインラーニング・図書寄付・学校講義などの形で、青少年にオリパラ知識を紹介。2020年度、合計4万人余りの青少年が同関連活動に参加。</li> <li>・ 2011年から上海で開催されている少年少女サッカー大会（COPA MUFU）の協賛を開始し、2012年よりメインスポンサーを務めている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 災害支援                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豪雨による洪水災害への寄付。</li> <li>・ 河南省の洪水に際し、寄付や緊急支援物資の購入、現地での消毒殺菌感染症防止作業および災害にかかわる疫病衛生管理業務を支援。</li> <li>・ 江蘇省の化学工場で爆発事故が発生した後、現地病院に緊急に必要な医薬品を寄付。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| その他                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出稼ぎ労働者とその家族を支援する現地NGO団体に、使わなくなった洋服、生活用品、玩具などを毎年寄付。</li> <li>・ 高齢者施設へのお見舞い活動。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

出所：中国日本商会で実施したアンケート結果に基づいて作成

日系企業は経済がグローバル化し、サプライチェーンが複雑に絡み合った状況の中、今後も中国とともに発展しようとしている。他方、米中間の経済貿易摩擦、新型コロナウイルス感染症の影響により、日系企業が重大なビジネス上の意思決定を行うにあたっての不確実性が高まっている。日

系企業は今後中国でのビジネスをさらに拡大させ、中国経済および社会の発展に貢献していきたいと希望するが、そのためにも、中国におけるビジネス環境の改善、予見可能性のいっそうの向上が期待される。

## 【新型コロナウイルス感染症と日系企業】

新型コロナウイルス感染症は引き続き在中国日系企業に大きな影響を与えている。

2022年以降オミクロン株によって国内の複数地域で感染拡大が発生し、上海市は3月28日から市内を東西に分けて封鎖、その後全市を封鎖管理下に置いた。また、北京市でも4月下旬以降感染が拡大し、一部地域の封鎖管理や出勤停止等が実施された。上海市では6月に入ってから、徐々に各種制限が解除されているが、6月2日に上海日本商工クラブより発表された「上海市封鎖管理による事業への影響等に関する実態把握（第3回）」（実施期間は5月27～31日、回答企業数は129社）によると、工場への制限・稼働状況において「3割以下の生産」「半分程度の生産」と回答した企業が併せて約6割であったほか、「全く稼働していない」との回答も14%あった。

上記のアンケートにおいて、操業率回復にむけた課題（複数回答）では、「物流の回復」が73%で最多となり、上海市外や上海市内の中国国内物流については、7割以上の企業が必要量の半分以下しか手配できていないと回答した。また、国際物流の手配について、必要量の半分以下しか手配できていないと回答した企業は約6割、うち、全く手配できないと回答した企業は14%にのぼった。2022年の収益への影響については、9割近くがマイナスとの見通しを示しており、税制優遇策や家賃減免などを求める声も多い。中国への投資姿勢への影響については、「変更なし」（45%）が約半数を占めたが、「まだ分からない」と回答した企業も39%にのぼった。

一方、北京市において2022年4月から5月にかけて新型コロナウイルス感染防止抑制のために実施された各種規制の影響については、中国日本商会が5月31日、「新型コロナ対策がビジネスに与える影響調査」（実施期間は5月19～23日、回答数は85社）として発表した。コロナ対策の影響として、投資計画に影響があったと回答した企業は15%（「投資が遅れた」が8%、「投資が減少」が7%）あり、54%が「まだわからない」と回答した。

記述回答では、「帯同家族の招聘状」「隔離期間の短縮」「北京-日本間の直行便の復便」などが主に課題として挙げられた。また、日本の経営トップの経営判断に影響し、「中国事業の撤退、縮小」につながる可能性があるとの声もあった。このほか、強制隔離や国内外から北京到着後の追加隔離など、中央政府や市政府の判断や政策を覆す「社区独自の判断による追加の措置」を懸念する声が多かった。こうした追加措置が恣意的に行わ

れると、企業の操業、従業員の生活・出勤、物流の面で大きなビジネス阻害要因になる可能性があるため、統一的な運用を求めたい。

また、中国日本商会は6月17日、日中往来に関する中国政府への要望書を王毅國務委員・外交部長と孔鉉佑駐日中国大使に送付した。同要望書には（1）円滑なビザの発給（短期出張ビザを含む招聘状制度の廃止など）、

（2）コロナ既感染者に対する2カ月渡航見合わせルールの見直し、（3）北京・上海-日本便をはじめとする直行便の復便、（4）安定的な航空便の運航の確保、（5）出国地都市までの国内移動手段の確保、（6）隔離期間の短縮、（7）社区の判断による追加隔離措置の撤廃、（8）企業・団体役員の往來の簡素化、（9）日本人留学生に対する留学ビザの発給再開、（10）中国人の観光目的の旅行再開、が盛り込まれた。

なお、中華人民共和国駐日本国大使館が6月17日に発表した通知によると、Zビザならびに帯同家族については招聘状が不要となった。今回の措置を歓迎するとともに、引き続き、上記要望書に記載の要望などが実現するよう求めたい。

以下では、本白書において寄せられた新型コロナウイルスに関連する主な建議について紹介する。

### 【日中間の往来に関する要望（①～⑥）】

#### ① 日本との直行便の早期再開および再開済み路線の増便

2020年9月から一部の国と北京の間の直行便が再開されているものの、日本との間ではまだ再開されていない。日中関係や北京との円滑な往來の重要性に鑑み、日系航空会社による速やかな直行便の再開を要望する。この外、中国内でまだ日系航空会社の直行便の再開に至っていないその他の都市（瀋陽、武漢、成都、厦門等）についても、直行便の速やかな運航再開を要望する。また、特に在留日本人が最も多い上海については、日系航空会社の直行便が唯一、週一便のみ継続して運航しているものの、日中航空会社間での供給量がアンバランスである上、日本側の供給が不足している。上海を始め、既に直行便が再開した路線についても、早期の増便を要望する。

#### ② ビザの迅速な発給、赴任や出張の制約になっている諸手続の緩和

家族を含めたビザの迅速な発給等、赴任や出張の制約になっている諸手続の緩和を要望する。さらに、日中間のビジネス人材を育成する観点から、留学ビザの速やかな発給を要望する。

### ③ 集中隔離環境の改善と集中隔離期間の短縮

中国に入国後の隔離は、防疫上やむを得ない措置であると理解し、一部受入れ地の地元政府や隔離ホテル関係者の献身的なご対応に感謝する。しかしながら、全ての受入れ地において、良好な隔離環境が整っているとは限らず、中でも中国に来るのが初めての人や中国語が分からない人、小さな子供連れの人などが隔離生活中に不安を感じることが予想される。そうならないように、日本語ができる係員の配備、日本語のテレビ放送、日本食や子供向けの食事、窓があり室内温度の調整が可能な部屋、タオルやシーツを頻繁な交換サービスを要望する。さらに、集中隔離中でもテレワークができるよう、Wi-Fi環境の整備を要望する。日本からの入国者は、入国前に行ったPCR検査の陰性証明を前提に、集中隔離期間を短縮し自宅隔離期間への振替や小さな子供連れの場合は自宅隔離の全国的な適用を要望する。

### ④ 集中隔離終了後の各都市における追加隔離措置の廃止

都市によっては、入国後の集中隔離の後、独自のルールに基づき追加の隔離措置を求められている例があり、ビジネス活動に大きな支障を来している。このため、一部の地方都市による追加の隔離措置を廃止し、多くの都市で実施されているような健康観察にとどめるよう要望する。

### ⑤ ファストトラックの運用手続の早期明確化・合理化

2020年11月30日から日中間の往来においてファストトラック（ビジネストラック）の運用が開始されたが、中国側からその内容や利用手続が明らかにされていない。中国に居住する駐在員が日本へ出張し、中国に戻った際、仮に2週間の集中隔離措置が求められることが企業にとって大きな負担となっている。このため、ファストトラック（ビジネストラック）に関する運用手続を可能な限り速やかに明らかにするとともに、企業が利用できるような合理的な内容（例：帰国後14日間自宅と勤務先の間の移動を認める）とし、企業に過大な負担を負わせることがないように要望する。

### ⑥ 中国発日本向けの団体旅行の再開について

日本は中国からの短期滞在の団体ツアーの解禁を6月10日に表明した。これは、両国間の経済復興に寄与するだけでなく、相互理解の促進による日中友好関係のさらなる発展にもつながる重要な内容であり、日中国交正常化50周年にあたる本年において、是非とも早期に、中国から日本への観光旅行の再開を要望する。

このほか、本白書においては、新型コロナウイルス感染症に関連して主に以下のような建議が寄せられた。

#### ・投資：

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた予

防・抑制措置のうち、公布された後にその措置がいつ終了するか明確でないものがみられる。例えば、北京市などにおける、グループでの会食を禁止する措置について、終了時期が明確でなく外食店舗により対応にばらつきがみられた。各種措置につき、終了時期を明確にすることを要望する。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた予防・抑制措置において、各地において「健康コード」による認証システムが導入された。一方、地域によっては運用開始後も外国人に対しシステムが対応していないという状況が発生した。このようなシステムの導入にあたっては、運用開始時に外国人に対しても平等に利用できるよう配慮を要望する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大期間中に各レベルの政府等から発信もしくは口頭により指導された事項は、中央、省、市、郷・鎮レベルでの指示に相互に矛盾があるケースもあり、日系企業が対応に苦慮したケースがある。各レベルの地方政府等に対し、口頭のみでの伝達や指導は避け、通知のWEB上での公開や公文書による通知の徹底を要望する。なお、下位の行政主体は上位の行政主体の関連通知を明示することにより相互の通知や指示の矛盾を避けるよう要望する。
- ・海外からの入境後や北京市等防疫措置が厳格な都市への出張・宿泊をする際に、入境人員の居住マンションや出張人員の宿泊ホテルなどを管理する社区・街道が国家レベル、省・直轄市レベルの通知の要求より、さらに高い要求をするケースがある（例えば、入境後の隔離における14日+7日+7日期間の運用につき、最後の7日間の運用など）。社区・街道など末端の規制の運用につき、上位行政主体の規定よりも高い要求をしないよう要望する。
- ・労務：  
新型コロナウイルス感染症対策措置の影響が続く中、外国人が訪中就労するために必要となる行政手続において、困難な状況が増えており、外交部、科学技術部および国家移民管理局に以下の改善意見を提出する。  
・訪中を予定する外国人が、中国への出入国の条件、必要手続、入国後の防疫措置および隔離政策について照会できる手段が少なくかつ不便であり、情報収集の手段を増やしてほしい。例えば、中国の在外公館に問い合わせのためのプラットフォームや専用ホットラインを直接開設することや、既存の照会窓口についても回答の効率と正確性の向上を要望する。また、新規定の施行開始までに、少なくとも1週間程度の猶予を設け、告知を十分に行ったうえで実施されるよう要望する。
- ・新型コロナウイルス感染症対策措置の影響により、外国人が中国出張や訪中就労のために招聘状、ビザ、就労許可証、居留許可証等の証明書を取得することがさらに困難になっており、提出が必要な申請書類が増えている。各種行政手続の処

理を迅速化し、申請書類についての要求は詳細かつ具体的に、一度で明確に事前告知し、書類の追加提出や修正を何度も要求することは回避していただくよう要望する。

- ・一部地方の行政機関では、中国に滞在する駐在員の外国籍の配偶者や未成年の子女に対する招聘状やビザの発給が停止されており、駐在員が家族に会えないまま長期間離れて暮らす状況が続いている。外国籍の配偶者、未成年の子女に対する招聘状やビザの政策が開放されるよう要望する。
- ・現在中国に入国する外国人は、有効なビザまたは居留許可証を所持していることが必須とされているが、今後新型コロナウイルス感染症の流行が緩和、収束した際には、日本国籍者に対する15日以内の滞在にかかるビザ免除の政策が早急に再開されるよう要望する。
- ・**農林水産業・食品**：新型コロナウイルス感染症対策としての輸入冷凍食品への管理が強化され続けているが、検疫現場での実務滞留、通達内容不徹底による現場での混乱がみられる状況。また、食品工場、倉庫、飲食店現場での立ち入り検査において、営業・事業に突発的な中断を余儀なくされ、安定的な事業活動に支障が発生するケースがある状況。防疫政策への全面協力は当然のことではあるものの、その運営ルールにおいては通達の徹底と明確化を要望する。
- ・**空運**：
  - ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、航空会社は中国民用航空局によるガイドライン順守等、必要な防疫措置を継続している。感染の抑制後、日中間の旅客流動も徐々に回復した際には、空港での検疫所要時間の短縮、および検疫処理力の向上が大きな課題である。例として一部国際線出発空港においては、現地税関が航空会社に対して、安全検査の開始時刻の制限や検査場の旅客誘導要員の配置を求める事例が見られる。現地税関が適切な人数配備を行うとともに、公共サービスとして行うべき業務を明確にするよう要望する。
  - ・旅客便・貨物便問わず宿泊する乗務員に対し、日本出発前におけるPCR検査の陰性証明所持と宿泊施設における外出制限を前提に、諸外国での取り扱いと同様に中国到着時のPCR検査免除を要望する。
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、政官民が協力し徹底阻止に向けあらゆる策を講じるために、民間企業として各種通達を順守する責務は十分に理解しているところである。しかしながら、現場当局からの通達についてはほとんどSNSでのチャット機能が用いられ正式書面の開示や標準的なガイドラインが明示されない、情報が中国の航空会社に限定されていることもあった。通達発行後、対応までの時間的な猶予が設定されないケースは現時点でも継続している。また、現場責任者の判断により指示が異なる場合や、明らかに企業の役割を越えた指示を強いられる場合もあり、企業と現場で働く従業員の負担と

なり、特に新型コロナウイルス感染症対応では安全面が脅かされる場面もあった。通達について、十分に時間的余裕を持って発行すること、発行にあたっては全航空会社に対して平等に情報開示すること、書面での正式通知、加えて現場当局の運用責任の明確化を要望する。

- ・国際線の運航便数が大幅に制限されている中で、本邦航空会社の国際旅客便スロットが十分活用されていない状況にある。コロナ禍で国際物流の需給がひっ迫している環境のなかで、サプライチェーンの維持やワクチン輸送など緊急輸送案件等のニーズに応えるべく、本邦航空会社が国際旅客便スロットを貨物便スロットへ転用して活用できるよう昼間時間帯の貨物便運航も含めて柔軟な承認を要望する。
- ・各空港検疫独自の多量の消毒剤散布指示が多く、客室装備品の変色や劣化等が発生し、場合によっては部品交換発生費用も発生している。航空機メーカー指定以上の多量の消毒散布を見直し、各空港で統一した適正な散布方式を要望する。また、消毒業者が限定的で一部の空港での消毒作業員不足に加え、複雑な作業工程のため恒常的に便出が遅延している。旅客利便性への影響が大きいため、消毒対応の迅速化を要望する。
- ・消毒作業は税関主体での実施であったが、国务院の指示により航空会社の責任での実施が義務付けられ、またプロセスの複雑化等が発せられ航空会社に大きな負担が掛かっている。特に、消毒プロセス評価および消毒効果評価については、航空会社あるいは実施可能な消毒業者による評価を求められているが、航空会社はもとより請負可能な業者がない空港もあり対応に大変苦慮している。従前に戻り税関による消毒作業と評価の実施を要望する。
- ・当局による専班管理の指示以降、検疫官、地上ハンドリングスタッフ、乗務員の移動用バス運転手等が不足しており、これら職員待ちで大幅遅延（平均4-5時間）となるケースが頻発しているため、現在の専班管理勤務の条件緩和を要望する。特に機体整備に関しては大規模な機材故障発生時の対応等、安全運航の確保のため、一定の条件（例：機内消毒+燻蒸ならびに防護服着用）を前提に専班隔離対象外にすることを要望する。
- ・一部の空港では、入国後の隔離施設の不足により、日中間の取り決め枠内で運航権を有しているにも関わらず、市政府および中国民用航空局から運航許可が下りないケースがある。中日間の必要な人物交流を維持する上でも所有する運航権の最大限の活用は不可欠と考えるため、隔離施設の増設を要望する。
- ・**卸売**：2020年の新型コロナウイルス感染症では、輸入冷凍食品への対応が厳格化され、結果輸入冷凍食品の取り扱いに大きな影響が出ている。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年も各地で輸入冷凍食品へのPCR検査、消毒

が継続しており、結果輸入冷凍食品の取り扱いに大きな影響が出ている。どのようなところからウイルスが発見されているか、輸入元、商品、発見部位などの検査結果を公表し、企業が対応しやすくするように要望する。地方政府によって運用が著しく異なることのないよう要望する。

- ・ **小売**：国内各地での感染の発生に際しては、感染拡大防止のため徹底した封鎖式管理が敷かれ、中高リスク地区ではしばしば、小区への外来者や車両の進入を禁止する措置が取られる。幹線道路の通行が禁止されることもある。これらの措置は感染の封じ込めに対して高い効果が期待される一方、感染規模に関わらず一律的に規制されてしまうと、物流が滞り安全が確認されている商品も調達できなくなってしまう。また、配送に想定以上の時間が掛かり、鮮度が落ち、販売可能期間も短くなるなど、経済活動に多大な影響を及ぼすことになる。安全確保を第一としながらも、同時に物流の確保にも配慮された対応策の実施を要望する。
- ・ **銀行**：2017年1月、中国人民銀行より「外商投資企業の外債にかかわる通達」（銀発〔2017〕9号）が公布され、投注差方式とマクロブルーデンス方式のどちらかを選択して外債を調達できる外債管理方式は、1年間の過渡期が終了後、当局が実施状況を評価のうえ確定するとされている。

- ・ 外商投資企業が複数の外債管理方式から選択できるメリットは大きいことから、引き続き2つの方式を選択できる柔軟性の高い運用を要望する。
- ・ 2020年3月、新型コロナウイルスを背景とした企業の財務悪化を防止するため、中国人民銀行と国家外貨管理局より「全範囲クロスボーダー融資のマクロブルーデンス政策因数の調整に関する通達」（銀発〔2020〕64号）が公布され、マクロブルーデンス方式の政策因数が1.00から1.25へ引き上げられたことにより外債枠は純資産の2.0倍から2.5倍へ拡大された。
- ・ しかし、2021年1月、中国人民銀行と国家外貨管理局より「企業の全範囲クロスボーダー融資のマクロブルーデンス政策因数の調整に関する通達」（銀発〔2021〕5号）が公布され、マクロブルーデンス方式の政策因数が1.25から1.00へ引き下げられ、外債枠は純資産の2.5倍から2.0倍へ縮小された。
- ・ 外商投資企業の業績や資金繰りは新型コロナウイルス前の水準に必ずしも戻っていない中で、外債枠が新型コロナウイルス前の水準に縮小されている。外商投資企業の事業の継続や発展を支援していくため、外債枠の拡大を要望する。
- ・ **旅行**：2020年1月24日以降、経営が禁止されている入境旅行の再開を要望する。

## 「カーボンニュートラルと日本企業」

中国政府は2030年までのカーボンピークアウトおよび2060年までのカーボンニュートラルを目標として掲げており、日系企業としてはビジネス活動を通じてこうした目標に積極的に協力・貢献していきたいと考えている。

ジェットロの調査（2021年度 海外進出日系企業実態調査）によると、在中国日系企業（666社）のうち、脱炭素化（温室効果ガスの排出削減）にすでに取り組んでいる企業と今後取り組む予定のある企業を合わせると6割を超えた。なお、省・市別にみると「すでに取り組んでいる」との回答比率は北京市の日系企業が最も高く5割近くとなった。「すでに取り組んでいる」と回答した企業を業種別にみると、製造業（33.2%）が非製造業（29.2%）を4.0ポイント上回った。化学・医薬、電気・電子機器部品、繊維・衣服といった業種では、いずれも「すでに取り組んでいる」企業が4割以上となった。

脱炭素化への取り組み内容としては、「省エネ・省資源化」が60.8%と最も多く、次いで「再エネ・新エネ電力の調達」が35.7%、「環境に配慮した新製品の開発」が29.4%、「社会貢献活動（環境活動）の実施」が24.2%、「エネルギー源の電力化」が17.0%であった。

具体的な取り組みとしては、「太陽光発電装置の導入」を挙げる回答が目立った一方、「太陽光発電の導入以外の取り組み案がなく、他社の事例を参考にさらなる取り組みの検討が必要」といった回答もみられた。非製造業において

は、梱包・包装材等を環境に配慮した材料へ変更するなどの取り組みがみられた。このように、在中国日系企業はカーボンニュートラル達成へ向けた取り組みを積極的に検討・実施している。

他方、脱炭素へ取り組むにあたっては、費用対効果や収益化、コスト負担等が課題として挙げられている。「中国经济と日本企業2022年白書」においても、日系企業がカーボンニュートラルに取り組むうえで、省エネ・CO2削減効果の高い取り組みに対する優遇策の実施を求める要望がみられた。本白書において寄せられたカーボンニュートラルに関連する主な建議について以下の通り紹介する。

### ・省エネ・環境：

- ・ CO2排出削減に向けたエネルギー消費コントロール政策等を背景として、予告無しの一斉停電により生産が停止し企業活動にも大きな支障が生じた。停電実施の際の通知の早期化、スケジュールや削減目標の可視化、一律の目標を課すのではなく環境貢献度の高い企業への制限免除や企業生産・経済成長の支障とならない目標設定、需要に合致した安定的な電力供給を要望する。
- ・ CO2排出削減のためには再生可能エネルギーの活用も重要であるが、2018年には導入にかかわる補助金の一部削減され調達・活用が以前より困難となった。今後も活用促進のため再エネの使用を拡大する企業に対する税制優遇策など各種奨励策を要望する。また、電力制限に対応するための発電機リースや自然エネル

ギー導入、エネルギー効率向上に向けた高効率設備導入に対する補助金の拡充を要望する。

- ・CO2排出削減をより積極的に進めていくため、省エネ、再生エネルギー、CO2回収、DX等を行政と企業連合が積極的に推進するための窓口の設置、外資系企業を含めた連携・合作のよりいっそうの推進を検討いただくよう要望する。

#### ・石炭：

- ・石炭燃焼ボイラ向け省エネ・CO2削減技術の導入

2021年11月3日、国家発展改革委員会と国家能源局は、「全国石炭火力発電ユニット改造・アップグレード実施方案」を発表し、2025年における1キロワットアワーあたりの石炭発電消費量を標準炭換算で平均300グラム以下にすることを要求した。また、1キロワットアワーあたりの石炭発電消費量が300グラム（標準炭）以上の石炭火力発電に対しては、省エネ改造を実施し、第14次5カ年計画期間中の改造規模を3億5,000万キロワット以上とするよう要求した。2060年カーボンニュートラル達成に向けて、石炭火力の高効率化に取り組むことは非常に重要であり、省エネ改造はコストが低く、効果が良いものが望ましい。既存ボイラの改造や追加設備もなく、現場作業量が少ない省エネ改造はさらに理想だと思われる。例えば、設備改造を伴わない運転条件変更による炉内燃焼状況の改善や、ボイラ制御の最適化により、省エネ・CO2削減が実現できるような先端技術は最も実現性の高いものではないかと思われる。そのような先端技術は、省エネ・CO2削減効果と経済性が優れていれば、国内・海外を問わず、技術導入を検討すべきと考える。省エネ改善技術導入に関する政策面のサポートを要望する。

- ・石炭燃焼ボイラにおける石炭・バイオマス混焼の検討

カーボンニュートラルを実現させる方策の中で、石炭燃焼ボイラにおいてバイオマスを燃料として石炭と混焼する技術は効果的だと考えられる。バイオマスの原料は植物であり、成長過程で光合成により大気中のCO2を吸収するので、燃焼時に排出するCO2と相殺し、CO2排出量は実質ゼロにカウントされる。従って、石炭燃焼ボイラにおいてバイオマスを混焼することにより、石炭使用量が減少するため、その分のCO2排出量が削減できる。日本では、石炭燃焼ボイラにおける石炭・バイオマス混焼の技術開発と商業化が推進されており、石炭とほぼ同様なバイオマス燃料として、半炭化ブラックペレットが普及しつつある。その生産技術・設備は開発済みで、バイオマス混焼がボイラ設備へ及ぼす影響に対する課題解決や、混焼技術に関するノウハウも有している。バイオマス混焼はCO2削減に対する実効性の高い方策の1つであり、中国のカーボンニュートラルに大きく貢献するものと考えられる。そのため、石炭・バイオマス混焼に関する政策面のサポートを要望する。

- ・電力：中国が国際社会に向け宣言した“3060目標”の達成に向けた“1+N”政策が、「炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラル業務を着実にを行うことに関する意見」、「2030年炭素排出ピークアウト行動計画」などの政策文書により明らかになるとともに、官民がいち早く具体的な取り組みを開始していることは、地

球環境問題に対する中国の大きな貢献であると高く評価できる。

中国国内で活動する日本企業は電力のユーザーとしての立場からも、中国が進めるこれらの取り組みの一端を担うことを強く希望している。

については、電力消費のピークカット／ピークシフトやデマンドレスポンスに取り組む企業に加え、電気自動車（EV）の蓄電池の活用も含む新型蓄電設備の導入や自家用再エネ電源の設置などを通じて電力分野における「供給・流通・使用・蓄電が一体化し相互補完するシステム」形成に向け積極的に協力・貢献する企業に対して、節電目標の軽減、電力供給制限／計画停電からの除外、電力取引価格（注）や税制面での優遇などのメリット付与政策を導入することを要望する。あわせて、電力ユーザーが炭素フリーの電力を使用したことを国外にも証明できるグリーン証書による認証システムの確立を要望する。

注：「発改委価格司第1439号通知」（P138「電力」建議②参照）は、電力市場での取引価格について基準価格±20%の範囲内とするが、エネルギー多消費業種についてはこの上限を適用しないとしている。このため、エネルギー多消費業種の企業は、実際には基準価格+20%以上の高価格での電力調達を余儀なくされている例が多いと聞く。このため、自家用再エネ電源の設置などにより低炭素化に積極的に取り組んでいるエネルギー多消費業種の企業に対しては、価格の上限を撤廃せず、基準価格±20%の範囲内での取引とすることを要望する。